

第376次 結社の自由委員会報告書（抄）
（第2304号案件）

（厚生労働省国際課仮訳）

【委員会の指摘（イントロダクション部分）】

パラグラフ51.

委員会は、申立人及び政府によって提供された情報に留意する。委員会は、JR浦和電車区事件に関連する全ての裁判手続が終了し、最高裁判所において裁判が完結したことに留意する。委員会は、政府によって提供された判決及びその判決に示された理由に留意する。革マル派が申立組合に浸透しているとする当局の公的見解に関し、委員会は、問題となっている事項が司法当局によって確認されない限りは、警察は労働組合の評判を損ない得る主張を行うことを控えるべきであることを想起する（第335次報告書パラグラフ1018）。委員会は、申立人及び政府がこの事案における解雇の理由に関して相反する意見を有していると認めつつも、更なる審議を求めるべき要素は残されていないと考える。